7　参考資料（関連法規）

4）「建築基準法」防耐火性能に関わる規定

⑥防火構造・準防火性能が求められる外壁の大臣認定基準（NPO法人住宅外装テクニカルセンター取得）

●防火構造・準防火性能の概要

▸法2条8号の規定により、防火構造にも内壁側への一定の被覆が必要となります。

▸法23条により、準防火性能が求められる内壁側も一定の被覆が必要となります。

※不燃下地も木造下地同様に一定の被覆が必要です。

※準防火構造が必要な場合は、防火構造の大臣認定をご使用ください。

準防火構造・防火構造とするための構造
防火構造PC030BE-9201（木造下地）の屋内側の被覆 防火構造PC030BE-9202（不燃下地）の屋内側の被覆
①せっこうボード（9．5㎜） ②グラスウール（75㎜）を充てんした上に合板（4㎜）を張ったもの ③グラスウール（75㎜）を充てんした上に構造用パネル（4㎜）を張ったもの ④グラスウール（75㎜）を充てんした上にパーティクルボード（4㎜）を張ったもの ⑤グラスウール（75㎜）を充てんした上に木材（4㎜）を張ったもの ⑥ロックウール（75㎜）を充てんした上に合板（4㎜）を張ったもの ⑦ロックウール（75㎜）を充てんした上に構造用パネル（4㎜）を張ったもの ⑧ロックウール（75㎜）を充てんした上にパーティクルボード（4㎜）を張ったもの ⑨ロックウール（75㎜）を充てんした上に木材（4㎜）を張ったもの 屋内側被覆は、大壁の他に真壁とすることができる。真壁とする場合は右図の構造とする。

木造下地

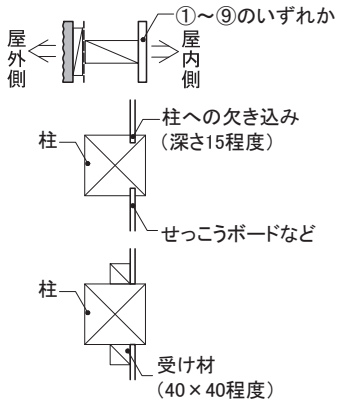

不燃下地

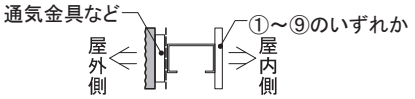

※防火構造の屋内側被覆の厚みについて、それぞれ厚み「○㎜以上」の記述となっておりませんが、厚みが増すほど防火上は有利になると判断しております。（住宅外装テクニカルセンター：防火・準耐火構造に関するQ＆Aより）

⑦準耐火構造の大臣認定基準（NPO法人住宅外装テクニカルセンター取得）

●準耐火構造の概要

イ準耐（加熱時間1時間）

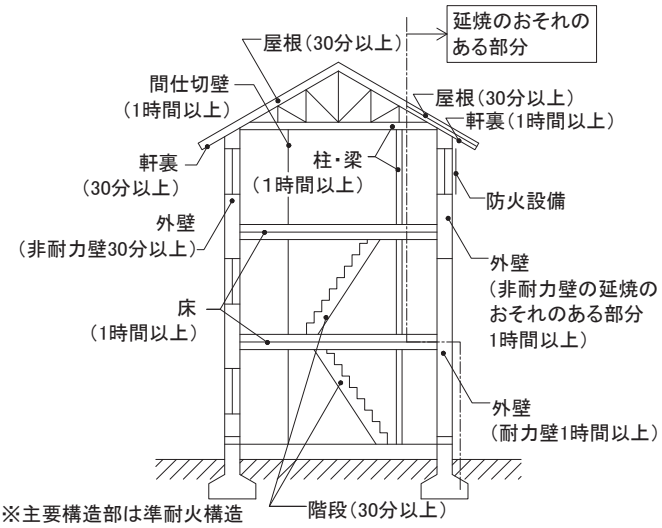

※主要構造部は準耐火構造

注）延焼のおそれのある部分の軒裏は、1時間準耐火構造に対応する構造としてください。

1時間準耐火構造とするための構造
1時間準耐火構造QF060BE-9225の屋内側の被覆
（1）間柱及び下地を木材又は鉄材で造った場合 ①せっこうボード（12㎜以上）の上にせっこうボード（12㎜以上）を張ったもの（強化せっこうボードを含む） ②スラグせっこう系セメント板（8㎜以上）の上にせっこうボード（12㎜以上）を張ったもの ③強化せっこうボード（16㎜以上） ④強化せっこうボード（12㎜以上）の上にせっこうボード又は難燃合板（9㎜以上）を張ったもの ⑤せっこうボード又は難燃合板（9㎜以上）の上に強化せっこうボード（12㎜以上）を張ったもの （2）以下の認定のいずれか（旧番号で表示してあります） 準耐火（通）W2001、準耐火（通）W2006、準耐火（通）W2007、準耐火（通）W2008、準耐火W2008 準耐火W2009、準耐火W2010、準耐火W2011 （3）本認定の屋外側被覆 （4）耐火構造の屋外側被覆

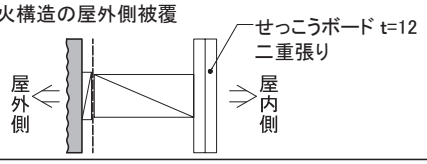

注意事項
・外壁材は耐火4等級品をご使用ください。
・通気層に通気役物（ファイアストップ【JE7135、JE7245】）などを、シーリング目地部には鋼板製のハットジョイナーをご使用ください。